



『条例づくりがまちを変える！』

講師：九州大学大学院法学研究院・准教授 田中孝男氏

町では、これからのまちづくりを町民の皆さんと一緒に進めていくために、昨年度から自治の基本的なルールを盛り込んだ「まちづくり基本条例（仮称）」の策定に向けた取り組みに着手しています。

今月号では、昨年12月9日の第1回に引き続き、本年3月23日に、ゆめホール知床で開催された第2回目の『まちづくり基本条例（仮称）策定に向けた町民研修会』の講演内容を要約して掲載します。

まちづくり基本条例の制定動向

稚内市の調査では、今年1月時点で185の自治体が制定しており、年々、制定する自治体が増加しています。そのうち、北海道は31自治体と全国の中で1番多い割合となっています。

まちづくり基本条例は「法律」の一種

条例とは日本国憲法で保障された自治体の「法律」です。まちづくり基本条例という法の一種なのです。

法が得意なことは、強制力を持ちうるということと、社会規範としての目標が設定され、その目標が最低水準として機能することです。

逆に不得手なことは、法は言葉で書かれているので無視することもできます。特に、みんなの心に訴えかける「理念的な内容のもの」は、実効性がないという点では、言葉に魂を入れて動かさなければいけません。

町民憲章との違い

町民憲章は、町民に対して社会生活を「こうしよう」といった行動規範を書いたもので名宛人は町民です。

一方、憲法やまちづくり基本条例は、地域住民の人権を保障するために制定しているものであり、政府や自治体を名宛人として拘束することに本質があるものです。ですから、町民憲章とまちづくり基本条例は名宛人が決定的に異なります。

条例ではどのようなことを定めているのか

ニセコ町は、全国で最初に制定した町として知られています。条例は15章57条で構成され、主として住民のまちづくりへの参加権や、参加の原則に関連した内容が書かれています。また、まちづくりに関する情報は役場だけでなく、町民みなさんも持つということを基本にした情報共有の原則が書かれています。

そのほか、コミュニティ、議会など、まちづくりに関係する組織や道具立てについての規定や、この条例の位置づけを明確にするため、最高法規性を規定しています。

一方、福島県祭町は全国に先駆けて「市町村合併しない矢祭町宣言」を行ったまちで有名ですが、この基本条例は、わずか10カ条しかありません。ただ、内容をみると町職員を「来るべき団塊の世代の定年退職にも不補充で臨み」といった効力的な規定もあります。

この2つのまちを見比べても内容が大きく異なっており、まちづくり基本条例というものは非常に広がりがあるものだと思います。

そのほか、地域におけるまちづくりの価値や地域の自然のあり方などが前文で書かれたりしています。また、内容として多いものは住民のまちづくりへの参加権、「住民投票」、「直接請求権」、「審議会等の公募」などがあります。

「情報なくして参加なし」という言葉があるように、参加制度をつくっても、参加してきた方にまちづくりに関する必要な情報を伝えなかったり、役所の中だけでしか分からない専門用語で書いてあったりすると、見せかけだけの参加になってしまうので、「積

極的な情報公開」というものも多く規定されています。

まちづくり基本条例の特色

基本条例は理念的な内容、努力義務、抽象的な表現が多いため、学者の中には「非法規条例であり無意味だ」という言う人もいます。しかし、憲法も抽象的です。103カ条で日本国の全部の規定をしているわけではありません。生存権規定があるからといって、法律で生活保護制度が決まっていなければ動きません。

このように、立法については憲法を踏まえながら動かなくてはならないというものになっていきます。だから理念的な内容を批判することは、少し違うのだからと思います。また、制定過程において、その地域が持つ住民参加に関わる手段や手法が総動員されるので、出上がり時間に時間がかかったとしても、そのものが住民参加のノウハウになります。これは経験的に大きいと思います。

ただ、この条例が政治を行う人のアクセサリや政争の道具になってしまったり、理念規定だけだと具体的な効果

斜里 まちの憲法 検索
講演録の全文は、町ホームページ「まちづくり基本条例」のページでご覧いただけます。



※第3回目では、条例のミニ学習会を予定しています。
役場 企画総務課企画情報係
☎ 23-3131 (内線 213)

が表れにくいので、関連制度の整備が大切になります。
まちづくり基本条例と似た言葉の条例で「まちづくり条例」と呼ばれるものがあります。これは都市計画に関する様々な手続でよく使われています。また、景観条例に近いもので同じような名前の条例もあります。基本条例とは「単にハードを整備するときの手続を定めているものではない」ということに違いがあるのですが、基本的には都市計画の手続き条例も景観条例も、まちづくり基本条例の関連条例になります。基本条例で規定する理念や考え方を受けて、具体的な検討に入るという構造です。

と国と地域の協議の場の法律」と並行して地方自治法改正案が提案される予定です。
この改正で、各市町村が定めている基本構想(総合計画)の策定義務がなくなります。これにより、当然議会の議決義務もなくなりますので、今まで総合計画によるまちづくりを進めていて、それがまちづくりにとって非常に重要なものだったのであれば、法律での根拠がなくなりますから、自治体独自でどのように位置づけるか考えなければなりません。
こういったことも、さしそまつた課題としてやってくるということと、そのほか法律で書いてある事項の多くが、条例施行になりますので、これらの対応のための予行演習が必要になります。

たというレポートもありました。逆に言えば、今実践していることをそのまま条文化するだけでは、役場内部の合意は容易でも行政運営スタイルの改善は期待できません。法の持つ目標性という部分も必要になると思います。
議会については、条例案に文句だけ言い飛ばすのではなく、実際に立案して対案を出すなど、しっかり勉強することが必要で、住民も参加の権利を適切に行使することでこの条例がさらに活かせると思います。
日本国憲法は、常に教育され、検証されています。
同じように、まちづくり基本条例も運用を検証する仕組みが必要で、条例は、いかすも殺すも、名宛人の意識、行動次第であり、関係者の意識向上で、どんどん変わっていきます。
特に理念的な内容の条例は、運用が肝であり、活用によって、はじめて条例がまちづくりに関わってくるのです。その運用を適時適切に評価していくことが大切です。

～ 出前講座のご注文お待ちしております！～
「みんなでつくるまちづくりのルール」と題して、まちづくり基本条例(仮称)についての出前講座を行っています。各種会合に合わせて、ぜひ、お申込みください。
説明時間は15分～30分です。※ご希望に合わせて。

町民ワークショップ実施中！

- より多くの町民の方の意見を条例素案に反映させるため、一般公募と各種団体から推薦いただいた計27名の町民でワークショップを行っています。
テーマは、「わたしたちのまちの将来を考える」。
第1回目は、5月25日に開催し、「あなたにとってのまちづくりとは?」「5年後にどんな斜里町になってほしいか」などについて話し合いました。
● このワークショップは、計4回(2回目以降の日程は下表参照)予定しています。
● 当日の飛び入り参加や傍聴も可能です。今後の条例づくりに向けて、「こんな決まりごとがあったら、もっと住みよくなるんだけどなあ～」など、普段、考えていることを一緒に話し合ってみませんか?

今後の町民ワークショップ日程
Table with 4 columns: 回数, 月日, 開催時間, 場所